

議会活動の際の服装に関する取扱い

1 趣 旨

当局において、令和8年度から季節に合わせた働きやすい服装での執務の通年化が実施されることを受け、市会においても、議会活動の際の服装に係る今後の取扱いについて検討し、理事会で協議した。

2 現 行

【市会運営委員会決定（平成28年5月16日）】

○省エネルギー対策への市会の対応

1 対 象

本会議場・委員会室、市内視察

2 室 温

基準を28℃とする（本会議場・委員会室）

3 期 間

5月1日から10月31日まで

4 服 装

横浜市会会議規則第103条の「見苦しくない服装」の範囲内において、上着・ネクタイの着用は自由とする。職員については、執行機関の取扱いと同様。

5 き 章

はい用できない場合は、議員証の携帯でこれにかえる。

※平成29年度以降も状況に変化がなければ平成28年度と同様の期間で実施

【市会運営委員会決定（令和7年2月6日）】

○省エネルギー対策への市会の対応

現行（市会運営委員会決定（平成28年5月16日））どおりとすること。
ただし、当局において見直しの検討等が行われる際には、市会としての対応を改めて協議すること。

参 考

【横浜市会議規則】

第103条 議場に入る者は、すべて見苦しくない服装でなければならない。

【横浜市会議員き章規則】

第1条 市会議員は、在職中横浜市会議員き章をはい用するものとする。

3 当局における取組内容

○クールビズ及びウォームビズの期間の設定を廃止し、各業務におけるTPO（時・場所・場合）に応じ、ノーネクタイ・ノージャケット等の季節に合わせた働きやすい服装での執務を通年で実施（令和8年4月1日運用開始）

4 今後の取扱い（理事会協議結果（令和8年3月23日 運営理事会））

当局における取組内容を踏まえ、市会においても、現行の「省エネルギー対策への市会の対応」を見直し、令和8年4月1日から次のとおり取り扱うこととする。

（1）服 装

○議会活動の際の服装は、一年を通じて、横浜市会会議規則第103条の趣旨を踏まえた上で、その日の気候や体調等に合わせて各議員が判断する。

○ただし、以下の本会議等においては、先例等を踏まえた取扱いとして、ノージャケット・ノーネクタイ等の軽装は控えることとする。

- ・議員改選後、初めての定例会における本会議第1日
- ・議員改選前、最後の定例会における本会議最終日
- ・第1回市会定例会の本会議第1日（開会前に横浜市歌斉唱）
- ・市会歓迎行事

○その他、服装について上記と異なる取扱いとする必要がある場合は、市会運営委員会において協議する。

（2）き 章

衣服の形状等により「き章」をはい用することができない場合は、議員証の携帯でこれに代える。

（3）当局・議会局

当局及び議会局の職員が、本会議・委員会等に出席する際や、視察等の議会活動に随行する際の服装は、原則として上記「（1）服装」に準じることとする。